

交付金額等の状況 (2023(令和5)年度)

2024年8月26日



交付金額等の状況

○ 2023年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

交付金額等の状況は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（以下「機構法」といいます。）第18条の6の規定に基づき、公表するものです。

(1) 日本郵便株式会社法第14条第1号から第3号に掲げる業務の区分ごとの費用および合計額

（単位：億円）

第1号（郵便業務等 （郵便窓口業務に限る））注1	小 計 （第2号・第3号）			合 計
	第2号 （銀行窓口業務等）	第3号 （保険窓口業務等）		
1, 719	5, 072	1, 642	6, 714	8, 432

注1：第1号に掲げる業務にあつては、郵便局または簡易郵便局で行う業務（日本郵便株式会社法第4条第1項第1号に掲げる業務にあつては、郵便窓口業務に限る。）に係る費用に限ります。

(2) 機構法第18条の2第4項の規定により通知された同条第2項第1号に掲げる額

（単位：億円）

4, 418

(3) 機構法第18条の2第1項の規定により交付された交付金の額

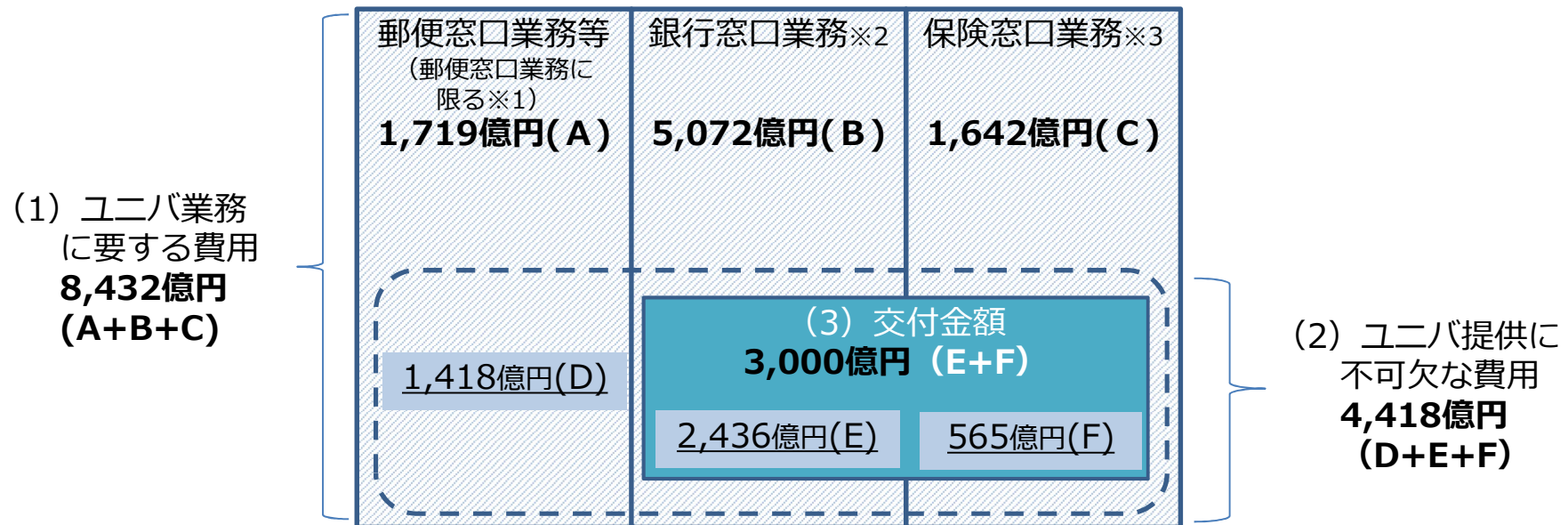
（単位：億円）

3, 000

注2：記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

【参考】各数値の概要

- ・ (1) は、2023年度決算値に基づき、全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用を、「郵便業務等（郵便窓口業務に限る）※¹」、「銀行窓口業務等※²」、「保険窓口業務等※³」の区分ごとに明らかにしたもの（網掛け部分）
- ・ (2) は、2021年度決算値に基づき、郵政管理・支援機構が総務省令に定める方法により算定した全国の郵便局におけるユニバーサルサービスの提供に不可欠な費用であり、以下①及び②が対象（破線で囲んだ部分）。
 - ① 全国の郵便局ネットワークを最小限度の規模（2名局）により構成するものとした場合におけるユニバーサルサービスの提供に要する費用
 - ② 簡易郵便局手数料の基本額分
- ・ (3) は、(2)から郵便窓口業務にかかる不可欠な費用を控除したもの（塗りつぶし部分）。



※¹ 業務区分別収支第1号（郵便業務等）の内数
※² 業務区分別収支第2号（銀行窓口業務等）と同値
※³ 業務区分別収支第3号（保険窓口業務等）と同値

【参考】関係法令①

日本郵便株式会社法

(収支の状況)

(1)

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 四 前三号に掲げる業務以外の業務

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務 ①
 - 二 銀行窓口業務 ②
 - 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使 ②
 - 四 保険窓口業務 ③
 - 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使 ③
 - 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき ①
 - 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行 ①
 - 二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

【参考】関係法令②

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（抜粋）

（提出及び公表）

第十八条の六 日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持に要した費用の額、第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額及び同条第一項の規定により交付された交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（交付金の交付）

(3)

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項の按あん 分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

(2)